

運動公園周辺地区 区画整理だより

第57号



● 発行：千葉県流山区画整理事務所 ☎ 04-7150-4504



千葉県流山区画整理事務所

所長 後藤 隆志



皆様におかれましては、健やかな新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。また、日頃より本地区の土地区画整理事業に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年12月に開催した事業説明会には、年末のご多用の中、多くの皆様にご出席いただきありがとうございました。いただいた貴重なご意見を踏まえ、更なる事業推進を図ってまいります。

事業の進捗状況ですが、昨年は皆様のご協力をいただき加市野谷線の開通、中駒木線の全幅員での整備を完了することができました。本年につきましても、残る主要幹線道路、特に新川南流山線の早期の全線開通に向け鋭意、整備を進めてまいります。

工事箇所が多く、地域の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、今後とも流山市と連携し、事業の推進を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

土地区画整理審議会開催について

【第75回土地区画整理審議会】

- 開催日…令和6年6月20日（木）
- 出席人数……………16人
- 仮換地指定（新規）……………15件
- 仮換地指定（変更）……………18件
- 保留地設定（新規）……………5箇所

【第76回土地区画整理審議会】

- 開催日…令和6年11月21日（木）
- 出席人数……………15人
- 仮換地指定（新規）……………28件
- 仮換地指定（変更）……………3件
- 保留地設定（新規）……………2箇所

土地区画整理審議会委員の改選について

運動公園周辺地区の土地区画整理審議会委員の任期満了に伴う審議会委員の改選については、令和6年8月24日から令和6年9月2日までの審議会委員の立候補届出受付期間に、宅地所有者及び借地権者合わせて14名の立候補の届出があり、千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例第8条の規定による委員の定数を超えなかったことから、無投票で右表の方々が審議会委員として決定いたしました。

また、施行者において選任する学識経験者の審議会委員4名の方々も右表のとおり決定いたしました。なお、審議会委員の任期は、令和6年10月22日から5年間となります。

*「土地区画整理審議会」とは、

県や市町村等施行の土地区画整理事業において、地区ごとに設けられている施行者の諮問機関で、仮換地指定など重要な事項について審議します。委員の定数は、土地区画整理法等で定められ、宅地所有者及び借地権者から別々に選挙される委員と、学識経験者により構成されます。

土地区画整理審議会委員

(敬称略)

区 分	氏 名	地区名	備考
宅地所有者	1 板 倉 彰	前 平 井	新任
	2 宇 佐 見 登	後 平 井	新任
	3 大 貴 清	中	再任
	4 鈴 木 清 隆	加	新任
	5 鈴 木 幹 世	古 間 木	再任
	6 戸 部 源 房	野 々 下	再任
	7 中 村 忠 一	三 輪 野 山	再任
	8 中 山 和 男	中	再任
	9 中 山 光 男	中	再任
	10 吉 田 勝 実	市 野 谷	再任
	11 吉 田 達 弘	市 野 谷	新任
	12 吉 田 光 宏	市 野 谷	新任
	13 吉 野 武 雄	芝 崎	新任
宅地借地権者	14 学 校 法 学 園 曙 星 国 際 学 園		新任
学 識 経験者	15 石 野 升 吾		新任
	16 内 山 久 雄		再任
	17 高 垣 美 智 子		再任
	18 取 違 暁 男		再任

事業説明会の開催

令和6年12月15日（日）に事業区域内にお住いの地権者の皆様や近隣の方々を対象に、「事業の進捗状況」、「今後の整備展開及び令和6年度工事進捗状況について」の説明会を実施しました。

第1部 10:30～11:30（15名参加）

三輪野山、市野谷、加台、前平井、後平井、
ウッドランドヒルズ流山、野々下第一、
フラグメンツ、パークホームズ流山
セントラルパーク 各自治会

第2部 13:30～14:30（31名参加）

芝崎、中、思井 各自治会



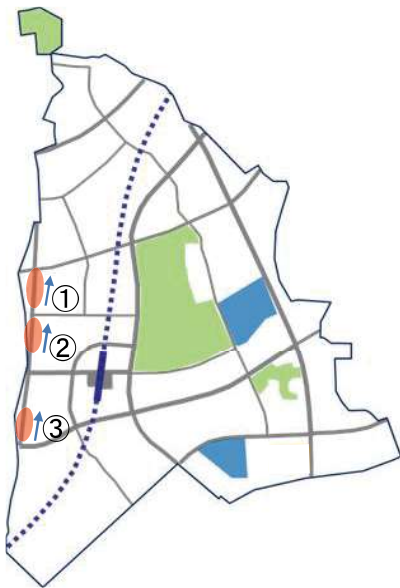
今後も説明会の開催告知は、各自治会へお配りしている案内文のほか、ホームページにも掲載いたします。また、開催後には説明会で使用した資料等もご覧いただけますので、詳しくはホームページをご確認ください。



【事業説明会ホームページ】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-nagare-k/undou/setumeikai.html>

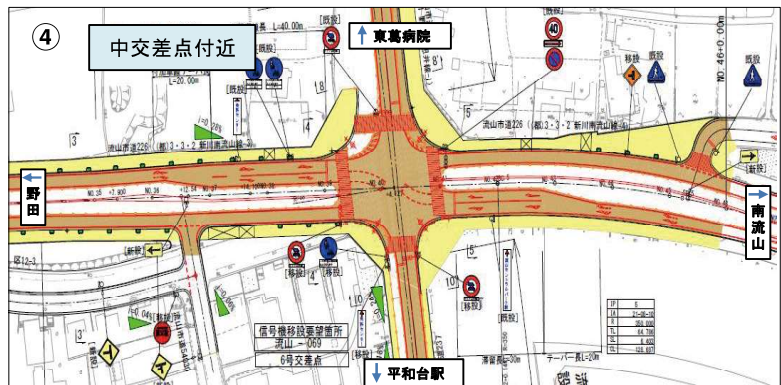
新川南流山線の道路工事について



新川南流山線については、全線開通に向け現在工事を進めています。

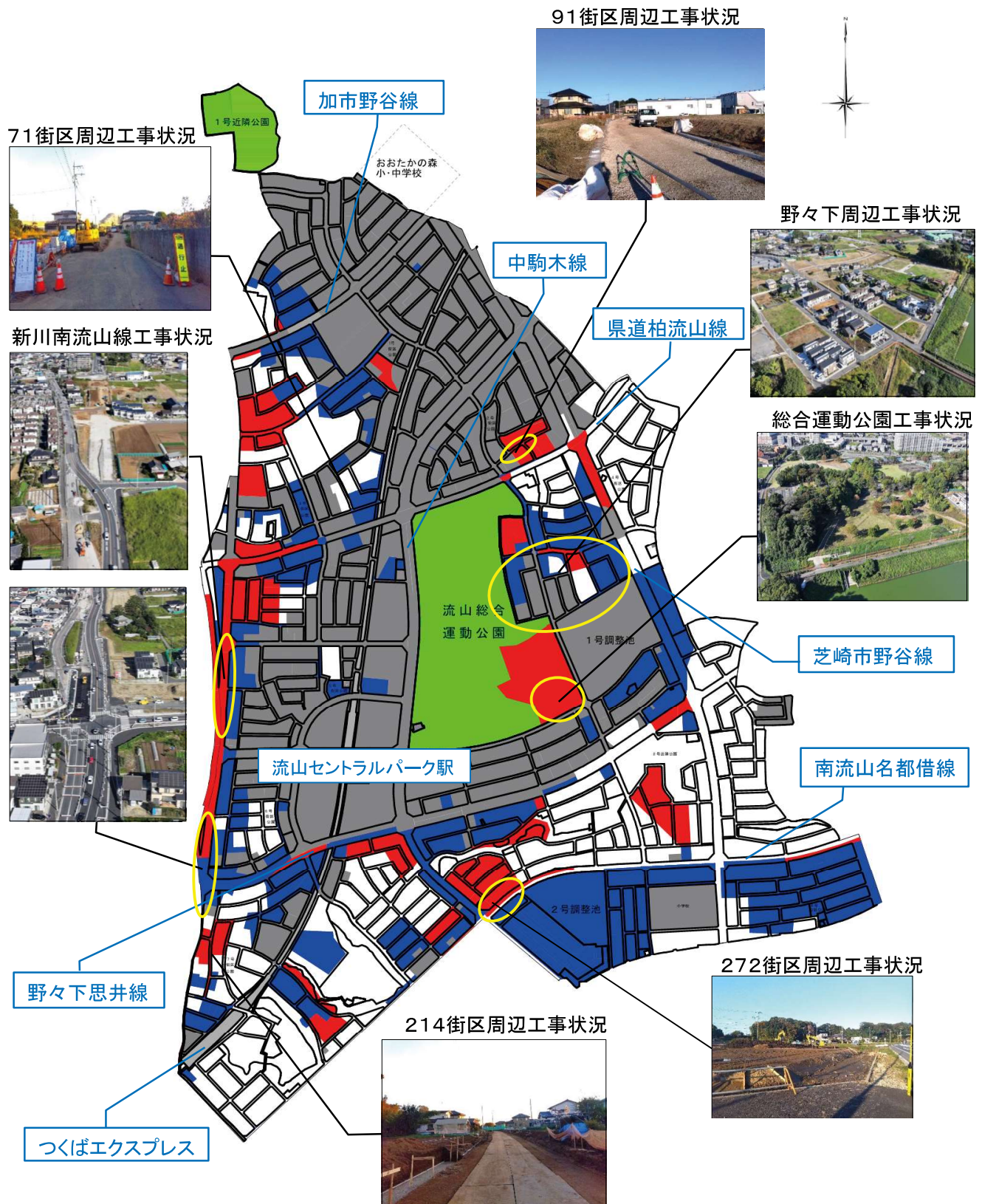
加交差点付近の区間では、昨年盛土工事や道路擁壁工事を行いました。今後はインフラ工事や道路築造工事を行う予定です。

中交差点付近の区間では、今後道路の切替工事を行い、下図④の茶色に着色されている部分を通行していただく予定としております。



令和6年度工事箇所を進捗状況

令和6年度の工事箇所の進捗状況は、現況写真のとおりになっております。



※写真は令和6年11月時点に撮影したものです。

	整備済
	整備中
	令和6年度 整備着手

保留地販売に関する X・ホームページのご案内



運動公園周辺地区内の保留地のほか、千葉県の保留地に関する情報について、下記の千葉県のアカウントから発信していきますので、是非ご覧ください。

X アカウント：@ chibaken_kouhou



従来通りホームページへの掲載も行っていますので、下記アドレス、または、QRコードからアクセスください。また、電話での問い合わせも承ります。

HP アドレス：https://www.chiba-horyuchi.jp/

保留地担当：04-7138-6360 平日 8:30～17:15まで

区画整理事業に係る各種手続きについて

建築行為等の制限

事業を円滑に進めるため、建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土等をする場合は、知事の許可（土地区画整理法第76条申請）が必要ですので「**行為許可申請書**」を提出してください。なお、申請に際しては事前にご相談くださるようお願いいたします。（問い合わせ先：換地課）

権利の変動届

地区内の土地について売買・相続等により所有権の移転をした場合は、土地登記簿謄本（写し）を添付して、「**権利変動届**」を提出してください。また、借地権等の権利に変動が生じた場合にも届出をしてください。（問い合わせ先：換地課）

仮換地証明書

仮換地証明書は、区画整理前の従前の土地が、仮換地指定によってどの土地に仮換地されたかを証明するものです。建物の表示登記を行う場合や、金融機関からの融資を受ける際には、仮換地証明書が必要となります。申請には、「**仮換地証明願**」を提出してください。なお、発行には1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。（問い合わせ先：換地課）

※「行為許可申請書」、「権利変動届」及び「仮換地証明願」は、千葉県ホームページ内の流山区画整理事務所のページ（下記参照）に掲載しています。

問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がございましたら、お気軽にご相談ください。
※権利者以外の方からのお問い合わせについては、個人情報保護のため、委任状の提示をお願いしています。

千葉県流山区画整理事務所

〒270-0163 流山市南流山1丁目13番地

E-mail:nagareku04@mz.pref.chiba.lg.jp

TEL 管理移転課直通 04-7150-4502
換地課直通(運動公園) -4504
工務課直通(運動公園) -4508
保留地販売担当 04-7138-6360
FAX 04-7150-4506

土地区画整理事業についての説明は、

千葉県県土整備部都市整備局

流山区画整理事務所

市街地整備課

及び 流山市のホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-nagare-k/index.html>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/tosei/index.html>

<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002263/1002274/index.html>

でもご覧いただけます。